

木津川市教育に関する大綱の策定について

大綱とは

地方公共団体の長が、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるもの。

大綱への記載事項

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める（詳細な施策について策定することを求めている。）。

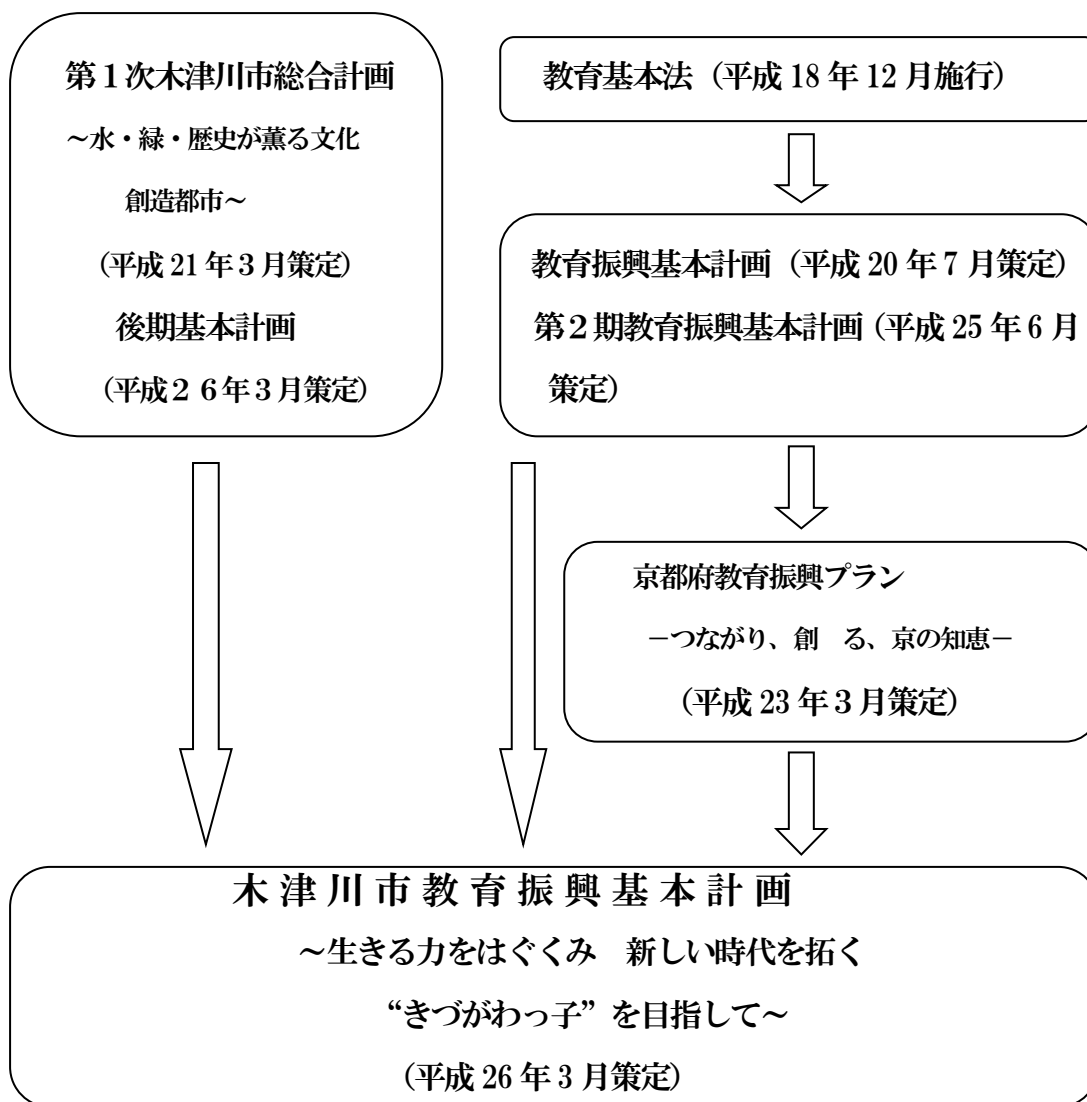
教育振興基本計画を定めている場合

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合において、その目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に位置付けられると総合教育会議が判断した場合は、別途、大綱を策定する必要がない。

木津川市教育振興基本計画

本計画は、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」に位置付け、国の教育振興基本計画に基づいて、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定。（平成26年3月）

木津川市教育振興基本計画と上位計画との関係図



教育に関する大綱策定根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

抜粋

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

参 考

○教育基本法第17条

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条

(教育委員会の職務権限)

- 第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
- 一号~十九号(略)